



福岡医発第 2433 号（地）

令和 5 年 12 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

電子レセプトの請求に併せ「紙媒体等で提出される資料」の
取扱いの変更について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、社会保険診療報酬支払基金九州審査事務センター（以下、「支払基金」）における紙による提出物の電子化促進に向けたオンライン請求医療機関等への勧奨については、令和 5 年 12 月 15 日付け福岡医発第 2299 号（地）にてご連絡申し上げているところです。

今般、支払基金において、レセプトのオンライン請求に関し、レセプトとは別に紙媒体等で提出される資料※（以下「資料」）を削減し、業務処理の効率化を図っていくため、保険医療機関と支払基金との間で資料のやり取りを極力減らし、電子レセプトによる一貫した処理とすることを目的に、審査終了後、支払基金から保険医療機関へ返却していた資料を令和 6 年 2 月提出分より支払基金において廃棄することとした旨、支払基金より通知がありました。

症状詳記情報は、「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」により、電子レセプト内の「症状詳記レコード」に含めて記録することと定められていることから、厚生労働省が定めた規格・方式（記録条件仕様）に基づき、電子レセプト内に含めて記録し、手術記録等の図表については、電子レセプト内に含めて記録することが出来ないことから、原本ではなく、複製でのご提出をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、全保険医療機関宛てに別紙のとおり通知されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会 長 島田昇二郎

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 25 日

福岡県医師会
福岡県歯科医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金
九州審査事務センター

電子レセプトの請求に併せ「紙媒体等で提出される資料」
の取扱いの変更について（お知らせ）

平素は、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、レセプトのオンライン請求については、厚生労働省より「オンライン請求の割合を 100%に近づけていくためのロードマップ」や「返戻再請求のオンライン化」が示されており、今後、レセプトのオンライン請求が広がるなか、レセプトとは別に紙媒体等で提出される資料※（以下「資料」という。）を削減し、業務処理の効率化を図っていくことが必要となります。

つきましては、保険医療機関と支払基金との間で資料のやり取りを極力減らし、電子レセプトによる一貫した処理とすることを目的に、現行は、審査終了後、支払基金から保険医療機関へ資料を返却しておりましたが、全て支払基金において廃棄することといたします。

なお、各保険医療機関宛て連絡については、別紙の文書をもってお知らせすることとしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、電子レセプトにより請求している保険医療機関に対する連絡事項となっておりますが、全ての保険医療機関に対してお知らせさせていただきますので、ご容赦願います。

※紙媒体等で提出される資料とは、保険医療機関が任意により審査の参考として提出される「紙、電子媒体及びレントゲンフィルム写し」等の全てといたします。

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 4 日

保険医療機関 各位

社会保険診療報酬支払基金
九州審査事務センター

電子レセプトの請求に併せ「紙媒体等で提出される資料」
の取扱いの変更について（お知らせ）

平素は、支払基金の業務処理につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、レセプトのオンライン請求については、厚生労働省より「オンライン請求の割合を 100%に近づけていくためのロードマップ」や「返戻再請求のオンライン化」が示されており、今後、レセプトのオンライン請求が広がるなか、レセプトとは別に紙媒体等で提出される資料※（以下「資料」という。）を削減し、業務処理の効率化を図っていくことが必要となります。

つきましては、保険医療機関と支払基金との間で資料のやり取りを極力減らし、電子レセプトによる一貫した処理とすることを目的に、下記のとおり取扱いを変更いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、電子レセプトにより請求している保険医療機関に対する連絡事項となっておりますが、全ての保険医療機関に対しお知らせさせていただいておりますので、紙レセプトにより請求している保険医療機関におかれましては、ご容赦願います。

※紙媒体等で提出される資料とは、保険医療機関が任意により審査の参考として提出される「紙、電子媒体及びレントゲンフィルム写し」等の全てといたします。

記

1 資料の取扱いについて

現行は、審査終了後、支払基金から保険医療機関へ返却しておりましたが、全て支払基金において廃棄することといたします。

よって、支払基金へ提出する資料については、原本ではなく複製での提出をお願いします。

なお、廃棄については、社会保険診療報酬支払基金情報セキュリティポリシーによる管理体制に基づき、復元が困難な状態（粉碎・焼却）で廃棄いたします。

また、レントゲンフィルムの写しが提出された場合は、特別管理産業廃棄物に該当するため、支払基金において特定の業者に依頼し適正に廃棄します。

2 運用開始時期について

- (1) 令和 6 年 2 月の提出分の資料から、支払基金において廃棄いたします。
- (2) 運用開始日以前に保険医療機関から提出され、現在、支払基金で保管している資料については、本運用開始に伴い保険医療機関に返却することなく、全て支払基金において廃棄することといたします。

3 記録条件仕様に基づく資料の提出について

症状詳記情報は、「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」（参考）により、電子レセプト内の「症状詳記レコード」に含めて記録することと定められていることから、厚生労働省が定めた規格・方式（記録条件仕様）に基づき、電子レセプト内に含めて記録するようお願いします。

なお、手術記録等の図表については、電子レセプト内に含めて記録することが出来ないことから、紙や電子媒体で提出された際は廃棄いたしますので、前 1 のとおり原本ではなく複製での提出をお願いします。

（参考）「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」

令和 5 年 1 月 23 日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知から抜粋

1 電子情報処理組織による診療（調剤）報酬の請求の届出等

(2) 請求に関する方法

- ① 診療（調剤）報酬請求書情報（以下「請求書情報」という。）及び診療（調剤）報酬明細書情報（以下「電子レセプト情報」という。）について、厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに所定の期日までに記録すること（なお、症状詳記情報についても電子レセプト情報に含めて記録すること。）—以下略—

2 光ディスク等による診療（調剤）報酬の請求の届出等

(2) 請求に関する方法

- ① 請求書情報及び電子レセプト情報を記録した光ディスク等を正・副 2 枚作成し、正本に所要の事項を表記し、光ディスク等送付書を添付のうえ、保険医療機関等が所在する都道府県の審査支払機関に所定の期日までに提出すること（なお、症状詳記情報についても電子レセプト情報に含めて記録すること。）—以下略—

お問い合わせ先

社会保険診療報酬支払基金 審査事務担当者